

平成28年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成28年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年3月1日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成28年3月1日	13時34分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	11番	品川義則	12番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	土田竜一		
	教育長	大串和人	まちづくり課長	熊本弘樹		
	総務企画課長	酒井英良	建設課長	古賀浩		
	財政課長	城本好昭	会計管理者	木村司		
	税務課長	平野裕志	教育学習課長	内山十郎		
	住民生活課長	安永宏之	こども課保育園長	渡邊稔		
	健康福祉課長	天本正弘	まちづくり課参事	阿部一博		
	こども課長	鶴田しのぶ	教育学習課図書館長	天本洋一		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		所信表明
日程第4		町政報告 提案理由説明
日程第5	議案第1号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について
日程第6	議案第2号	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員 の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第3号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第5号	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部改正について
日程第9	議案第6号	町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
日程第10	議案第4号	基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第7号	基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一 部改正について
日程第12	議案第8号	基山町手数料条例の一部改正について
日程第13	議案第9号	基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第10号	基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第11号	基山町立図書館設置条例の一部改正について
日程第16	議案第12号	基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について
日程第17	議案第13号	町道の路線の認定について
日程第18	議案第14号	基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関す る協議について
日程第19	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例）

- 日程第20 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一
般会計補正予算（第5号））
- 日程第22 議案第15号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第23 議案第16号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第17号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第25 議案第18号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第19号 平成28年度基山町一般会計予算
- 日程第27 議案第20号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第22号 平成28年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第30 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第31 予算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

平成28年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、品川義則議員と松石信男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から16日までの16日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 所信表明

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 所信表明を議題とし、町長の所信表明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。それでは、所信表明をさせていただきます。

2月2日に告示された町長選挙において、初当選をさせていただきました。議員各位、町民の皆様の御支援に心からお礼申し上げます。また、無投票に対する私の考えは、今後の町政運営で答えを出すしかないと覚悟を持っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、基山町の輝かしい未来に向けて、基山町民の皆様、議員の皆様とともに、いかなる困難も乗り越えながら、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでいくことをお約束いたします。

次に、私の目標を一言であらわしますと、「基山町の歴史と自然を守りつつ、人口増に挑戦します！！」です。その実現のための政策の柱は、次の7つからなります。

1つ目は、子どもを育てたくなるまち基山町を目指します。

子育て世代の皆様方から基山町を選んでいただけるように、ハードとソフトの両面から子育て支援施策を推進していきます。

まずは、住宅政策です。若者専用住宅の整備や空き家のリノベーション（改築・改修）の支援を進めていきます。ハード面の施策に合わせて、ソフト面では子育て支援施策も積極的に推進していきます。

2つ目は、基山町を通過点から交流拠点にします。

交通の要衝でもあり、利便性が高い基山町は、これまで、単なる通過点となりがちでしたが、今後は、スポーツや文化イベント等の積極的誘致や開催はもとより、高速道路の基山パーキングに開設しました「基山ふるさと名物市場」における基山特産物の直売や基山情報の発信、観光農園、農園レストランなどの農業や観光の新たな方向性を打ち出すことにより、基山町を交流拠点に変えていきます。

3つ目は、自然と歴史・文化・スポーツを生かしたまちづくりを推進します。

基山町には、基山（きざん）や秋光川などの自然、基肆城や荒穂神社、大興善寺などの歴史・文化施設、少年野球や少年柔道、ママさんバレーを初めとした多彩なスポーツ活動があります。今後は、各種の大会を誘致しつつ、イベントとしての交流人口の増大から定住への誘導や町民の皆さんの健康づくり、地域のきずなづくりを通じたまちづくりを推進していきます。

4つ目は、高齢者・障害者等に優しいまちづくりを行います。

高齢者・障害者を初め、全ての町民にとって暮らしやすい、物心両面からのユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。特に、高齢者対策としては、医療・介護予防の充実はもとより、買い物弱者対策としての町内移住の推進や高齢者が活躍できる場や気楽に集える場の確保を図り、世代間交流を進めます。また、障害者・障害児の対策については、早期発見、早期治療の支援等を推進します。

5つ目は、基山町における新たな産業・雇用を創出します。

関係機関との連携を強化し、地域に根差した未来を担う企業の誘致を進めるとともに、本町の既存の工業・商業の高度化による雇用機会の確保・拡充や新規創業につながる支援策を

充実していきます。

また、周辺自治体や大学等との連携を図りながら、自宅から通学や通勤ができるように、周辺大学等への進学や周辺企業への就職を促進し、地元就職率の向上や新たな雇用創出に取り組めます。

6つ目が、基山町における農業、観光の新たな道を切り開きます。

観光農園や農園レストランなどの六次産業化やエミューを初めとした各種加工食品の開発、さらには未利用資源の活用などに努めます。

また、インバウンド（海外からの観光客）に着目した観光、観光名所の連携による広域観光の推進や契山やキングダムなどの話題性やストーリーを創出して、基山町の地の利を生かした方向性を目指していきます。

7つ目が、安心と安全をベースに新しい協働のまちづくりを実現します。

自然災害の少ない地域であり、県内有数の消防団組織を有する基山町を、地域パトロールの充実や防犯カメラの設置等に取り組むことにより、さらなる安心・安全な町にしていきます。あわせて、町民、行政、事業所の連携を進め、協働のまちづくりの新しい地域モデルの構築を目指していきます。

これらの政策は、昨年度制定しました「第5次基山町総合計画」や「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に盛り込まれたものですが、これらの政策の実施のためには財源の確保が必要となります。基山町の財政の動向を見ると、現段階では比較的良好な状態ですが、今後起こるであろう、高齢化に伴う税収減、公共施設等の維持更新費用の増大などを勘案すると、近い将来、厳しい状況に陥ることが想定されます。そのため、早急な「財政計画」の見直しが必要となります。また、「財政計画」と一体的に検討すべき「公共施設等総合管理計画」を策定して、施設等の長寿命化等の適切な方策による維持更新費用の低減や大規模改修・更新の時期の調整による予算の平準化、あるいは、施設の廃止・縮小についても検討し、財政に与える影響を最小限にとどめることが財政運営の課題であると考えています。

また、厳しい財政状況の中で、歳出縮減とともに、財源の確保も大きな命題となっており、基山町の特産物の充実によるふるさと納税の増額や有料広告の拡充などによる歳入の上乗せについても努力してまいります。

以上が、私の所信表明でございます。

いろいろなことがあると思います。いろいろな難題、いろいろな曲面、刻一刻と変わって

いきますので、そういったものに柔軟に対応していきながら、ぜひ皆様方と一緒にすばらしい基山町をつくっていきたいというふうに思っております。

平成28年3月1日、基山町長、松田一也。どうもありがとうございました。

日程第4 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 町政報告を議題とし、町長の町政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

再び、おはようございます。今回の町政報告、初回にしては非常に長文、長くなっておりますので、ぜひおつき合いいただければと思います。目のほうもちょっと弱っておりますので。

本日は、平成28年第1回定例町議会をお願いしましたところ、議員の皆様には御出席いただきまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」外10件。指定管理者案件が「基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について」、町道認定案件が「町道の路線の認定について」、協議案件が「基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」外2件。予算案件につきましては、補正予算関係が「平成27年度基山町一般会計補正予算（第6号）」外3件、当初予算関係が「平成28年度基山町一般会計予算」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、審議いただきたいと考えております。

また、報告案件として、「基山町土地開発公社の事業報告について」をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、1月24日から25日にかけての大雪に伴う被害等についてでございます。

今回の大寒波につきましては、強い冬型の気圧配置となり、1月24日から25日にかけて、上空約1,500メートルに氷点下15度以下の記録的な寒気が流れ込んだため、24日を中心に大荒れの天気となり、大雪となったものです。町では、24日午前10時5分に災害対策連絡室を設置し、関係機関と連携して大雪に対応いたしました。

町道の除雪作業につきましては、大寒波に伴い、近年にない大雪が降り、幹線道路が不通となるおそれがありましたので、交通の確保と安全な歩行確保のため、道路除雪を基山駅通り線ほか57路線で行いました。

また、山間部の町道では倒木により不通状態が発生しましたので、古屋敷2号線ほか6路線の倒木撤去を行いました。今回の除雪作業では、町内建設業界の皆様の御協力により、昼夜を問わず除雪の対応をいたしました。

林道につきましては、倒木が岩坪線28カ所、一の坂・河内線16カ所、鎌浦線23カ所、寺谷線10カ所、九千部山線3カ所、合計80カ所で発生しましたので、24日から全面通行どめしましたが、復旧作業を行い、一の坂・河内線を除く林道につきましては2月5日に開通し、2月8日には全線開通しております。

葬祭公園につきましては、大雪による倒木に伴う電線の切断、電柱の折れ、積雪により1月25日から1月28日まで一時使用不能になりました。その後、復旧作業により28日夕刻に通電し、29日午前中に施設全般の状況を確認して、同日11時に復旧しました。

この間、3件の火葬の申し込みがありましたが、他の火葬場を使用されるようご案内しております。他の火葬場の使用料と葬祭公園使用料の差額につきましては、差額を補填するため、基山町火葬料補助金交付要綱を制定し、対応することとしております。

その他、要援護者等で支援が必要な方についての連絡、確認や基山・若基小学校、基山中学校の25日の休校、26日の2時間おくれの始業、教職員が同伴した集団下校などを行っております。

大雪による農業被害につきましては、農業用ハウスの農業用施設被害が62棟となっております。

農業用ハウスの被害につきましては、ハウスの全倒壊・半倒壊など被害を受けた農家数は24戸64棟で、被災面積11,284平方メートルに上りました。ハウスの被害金額は約2,000万円となっております。

被害を受けた主な作目は、アスパラガスが最も多く、12戸、40棟、8,622平方メートルで、面積は全体の約75%でした。その他、イチゴ、イチジク、サヤエンドウなど、10品目のハウスが被害を受けています。

なお、アスパラガスについては春芽の収穫準備段階にあったことから、早急に倒壊したハウスを撤去しなければ、春芽の収穫やその後の収穫への影響はもとより、アスパラガス栽培

自体の継続も懸念されたことから、JAさが東部地区と連携しボランティアを募って撤去作業を行い、2月11日にはほぼ撤去作業を終えることができました。

今後の再建につきまして、佐賀県が「施設園芸等被害対策事業」を新たに設けましたので、それを活用し、より多くの方が再建できるように支援してまいります。

今回の大雪に対する災害復旧費及び補助金等の補正予算については専決処分にて行わせていただきました。

次に、消防関係についてでございます。

消防団の出初め式を1月11日に町営球場で開催し、通常点検や無火災を祈願した五色放水を寒い中実施しました。式は、本年も烏栖消防署によるはしご車の出動や、今回から防火・防災意識の高揚を図るため、基山保育園の園児による演奏を行いましたので、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め約280人が参加され、例年以上に盛り上がりました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われておりますが、それに先立ち、運動の一環として2月23日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火鼓笛演奏会を総合体育館で行いました。園児や消防関係者など約200人に参加していただき、火災予防の啓発に努めることができました。

次に、地方創生事業についてでございます。

基山PAふるさと応援市場事業につきましては、九州自動車基山パーキングエリアに、昨年12月5日に、「基山ふるさと名物市場」として開設いたしました。町議会議員の皆様を初め、区長会、出店者及び産業振興協議会の役員・会員と連携先である株式会社ローソン様に御参列いただきオープニング式典を開催し、スタートさせたところでございます。

現在12事業者、約50品目で営業を行っております。今後は、販売拠点としての機能を高めつつ、基山町の情報発信拠点、交流拠点としても機能させてまいります。

基山ふるさと応援通販プロジェクト事業につきましては、日本通販ショップのネットショップ内に「基山通販」としてカテゴリを作成し、ふるさと納税推奨品登録事業者を含め18事業者59品目で、2月15日、基山町独自の通販ショップとしてスタートしております。

宅配・基山ネットワーク事業につきましては、「基山健康宅配便」としてスタートさせるため、現在も鋭意努力しているところでございます。本年度スタートが大幅におくれたことから、本年度は、今後多くの事業者が参加しやすいシステムの構築に主眼を置いた取り組みを行っており、3月中旬にはスタートさせる予定です。

現在、地方創生事業として、町内事業者の顧客拡大、販路開拓として産業振興協議会で取り組んでおりますが、今後は、参加事業者、営業品目の拡大に努め、各取り組みを連携させ、相乗効果を図って参ります。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月13日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第12回目を迎え、基山町に残る豊かな自然や伝統的文化を通じ、町民が基山町のよさを見つめ直し、地域間、世代間の交流を図ることを目的に、自然・食と健康・交流の3つのテーマに沿ったさまざまなイベントを催しました。また、基山中学校と鳥栖市内の県立高等学校3校の吹奏楽部4校合同コンサートを町民会館大ホールで実施しました。当日は小雨交じりの天候ながら多くの人で賑わい、大盛況のうちに無事に終わることができました。

次に、健康増進対策についてでございます。

食を通じた健康づくりのため、地域ボランティアを育成するためのヘルスマイト養成講座の第36回修了式が2月4日に行われました。今回は、男性1人、女性3人の方が受講され、健康づくりの基礎知識や調理技術を習得することができました。これからは、地域の健康を保持推進するため、適切な食生活の普及を目指し、活動していただきたいと思っております。

また、子どもインフルエンザ予防接種費助成事業につきましては、広報紙や医療機関でのポスター掲示などで周知を行い、予防接種の勧奨に努め、町内の委託医療機関で昨年10月から12月まで実施し、1,646件の助成を行いました。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所受付状況についてでございます。

2月18日時点での申し込み人数は、基山保育園217人、たんぼぼ保育園155人、小規模保育事業12人、ひまわり教室149人、コスモス教室62人となっております。

また、地域ぐるみの子育て応援プロジェクト事業の中で、子育て支援サービスの向上を図るために、育児サポートに関するアンケートを取っております。これから分析等を行い、3月末までには報告書を作成し、事業を進めてまいります。

次に、マイナンバーについてでございます。

個人番号通知カードにつきましては、基山町では6,535世帯に11月中旬から通知カードを送付しました。2月16日現在、返戻分のうち75世帯分（約1.1%）を基山町役場にて保管しており、引き続き受取りの案内を行っているところです。

また、個人番号カードにつきましては、カードの申請を行われた方に1月下旬より交付を

行っています。2月19日現在で、基山町での申請件数は約900件、基山町役場に届いているカードが約500件となっており、随時、交付の案内を行っております。

次に、コミュニティバスの運行についてでございます。

平成28年3月1日から、鳥栖市弥生が丘地区への乗り入れに伴う試験運行を開始いたしました。今後は、利用者の状況を踏まえ本格稼働の検討を行ってまいります。

次に、道路改良工事についてでございます。

道工27補第3号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成27年12月11日から平成28年3月23日までの工期で、有限会社飛松建設が945万円で請負をしております。現在の出来高は80%でございます。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月10日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人から、感謝の言葉や力強い抱負が述べられ、多くの来賓から祝福を受けました。司会や運営についても新成人みずからが行い、253人の若者が仲間とともに成人としての一步を踏み出しました。

次に、基山中学校校舎大規模改造工事实施設計業務委託についてでございます。

基山中学校校舎大規模改造工事实施設計業務委託につきましては、平成28年3月22日までの履行期限で、有限会社内山設計が1,360万8,000円で請負をしております。現在の出来高は95%でございます。

次に、基山小学校屋内運動場天井改修工事实施設計業務委託及び基山中学校屋内運動場天井改修工事实施設計業務委託についてでございます。

基山小学校屋内運動場天井改修工事实施設計業務委託につきましては、有限会社房設計が97万2,000円で、基山中学校屋内運動場天井改修工事实施設計業務委託につきましては、ひかる建築設計室が47万5,200円で請負をし、事業を完了いたしました。

次に、電子黒板、電子黒板用ノートパソコンの取得についてでございます。

町内小中学校に配置する、電子黒板、電子黒板用ノートパソコン20台の取得につきましては、西日本電信電話株式会社佐賀支店が1,987万2,000円で請負をし、平成28年1月29日納入を完了いたしました。

また、7台分につきましても、平成28年3月25日までの履行期限で、西日本電信電話株式会社佐賀支店が695万5,200円で請負をしております。現在の出来高は90%でございます。

次に、文化財事業についてでございます。

水城・大野城・基肄城1350年記念式典を、平成27年12月5日に大野城市のまどかぴあ大ホールで約800人の参加により開催いたしました。午前中は記念講演や基調講演を行い、午後からは、特別講演の後、本町小中学校合同創作劇「こころつないで～基肄城に秘められたおもい～」の上演や大野城市内の小中学校の学習発表や合唱の披露が行われ、盛況のうちに終えることができました。

また、本年度から文化庁の補助事業である「文化遺産を活かした地域活性化事業」に取り組んでおり、その事業の一つとして文化遺産ガイド養成事業を実施しております。月1回程度講座や勉強会を行い、ガイド養成の研修を重ね、昨年10月の古代山城サミット基山大会でも、参加者へのガイドを実施しました。その後も、近隣の各種団体からのガイド派遣要請にも対応し、実績を重ねております。

次に、図書館建設事業についてでございます。

新図書館は平成27年12月15日に竣工し、4月の開館に向けた準備を進めているところでございます。

また、本年2月7日には、新図書館の内覧会を各種団体の方々の御協力のもとで開催しました。内覧会には、約400人の来場があり、書架に図書が入っていない広々とした空間を見学していただきました。さらに、缶バッジづくり等のワークショップへも多くの子どもたちが参加してくれました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

12月6日にきやまロードレース大会が開催され、新種目のスロージョギングコースも加え、例年を大きく上回る1,893人の子どもから高齢者の方々にエントリーしていただき、盛大に開催することができました。

2月14日に、子どもの基礎体力づくりと健全育成を柱とした、第33回基山町小学生駅伝大会を開催いたしました。当日は、少年野球チームなど17団体から257人の参加のもと、駅伝やマラソンで日ごろの練習の成果を発揮していました。

次に、春の県体として第56回都市対抗県内一周駅伝大会が2月19日から21日まで、全33区間270.1キロメートルで行われました。三養基郡の代表として、監督、コーチ以下35人、うち基山町から10人の選手の方が選抜され、早春の肥前路と松浦路を疾走しました。選手一丸となって各区間を戦った三養基郡チームは、累計15時間55分24秒でゴールし、昨年より1つ上がって第8位となりました。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町大字宮浦吉田利雄様より、12月16日に5万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。また、一般寄附金として、特定非営利法人かいろう基山様より、12月16日に2,600円、基肄城築造1350年事業寄附金として、中山一の瀧本福寺様より、1月12日に5万円、基山町図書館に対する寄附金として、基山町大字小倉昭和29年基山中卒同窓生代表池田明生様より、2月2日に5万円、基山町大字宮浦小森純一様より、2月26日に150万円の寄附がありましたので、受領いたしました。

2月3日には、九州日立物流サービス株式会社様より、車椅子3台、紙芝居10組を寄贈していただきましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、平成28年1月末までの9カ月間で、2,495件、6,130万円の寄附申し込みをいただきました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第5～29 議案第1号～議案第14号、承認第1号～承認第3号、議案第15号～議案第22号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 議案第1号から日程第18. 議案第14号まで、日程第19. 承認第1号から日程第21. 承認第3号まで及び日程第22. 議案第15号から日程第29. 議案第22号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成28年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由を御説明申し上げます。

今回、条例案件11件、指定管理者案件1件、町道認定案件1件、協議案件1件、専決処分承認案件3件、予算案件8件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例について、不服申し立てを審査請求に一元化

すること等に伴う規定改正を行うため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第2号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の特殊勤務手当に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第3号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、証人等の実費弁償に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案番号は前後をいたしますが、議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情に踏まえた情勢適応の観点から、報酬月額、期末手当の支給月数の引き上げ及び期末手当支給月数の配分調整をするため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与の条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、元に戻りまして、議案第4号 基山町一般職の任期付採職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の調整が必要であること。また、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第7号 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正についてでございます。

基山町公共下水道事業で、本桜污水处理施設及びきやま台污水处理施設並びにその污水处理施設で污水处理を行う区域を、下水道法及び都市計画法の事業認可を受けた施設及び区域とするため、基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第8号 基山町手数料条例の一部改正についてでございます。

手数料の種類に係る事項に、公簿または図面の写しの交付や航空写真図の交付などの種類の明確化、農地法の一部改正に伴う関係規定の整備及び行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に関する提出書類等の写しを交付する際に手数料の徴収を行うこととするため、基山町手数料条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第9号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所で従事する放課後児童支援員の要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第10号 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてでございます。

保育料の限度額について整合性を図るため、基山町保育料徴収に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第11号 基山町立図書館設置条例の一部改正についてでございます。

町立図書館の新築に伴う移転により、基山町立図書館設置条例を改正するものでございます。

次に、議案第12号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についてでございます。

基山町農産物加工場は、施設が昭和62年に建設されており、来年が大規模改修の実施年となるため、施設の老朽化などの課題解消や管理運営の見直しを含め、検討を行う必要があります。このため、指定管理者として施設の運営管理を行っている農業組合法人ちぎりの里の

指定管理期間を2年間延長するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第13号 町道の路線の認定についてでございます。

町道の路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第14号 基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議についてでございます。

基山町と佐賀県は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託について、協議により規約を定めるに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

さらに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）でございます。

平成28年度税制改正の大綱において、一部の手続において個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、基山町税条例の一部を改正する条例の改正及び基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正が急務なため、平成27年12月28日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第5号））でございます。

これは、大雪による被害等に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成28年1月28日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第15号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回、補正予算として1,559万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも65億4,628万7,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、地方公共団体情報セキュリティ強化対策委託費についてでございます。

これは、国の補正予算により、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体を支援する事業でございます。補正額は3,427万3,000円でございます。

次に、基山小学校及び基山中学校屋内運動場吊り天井撤去工事についてでございます。これは、耐震化のため体育館のつり天井を撤去する事業で、補正額はそれぞれ3,296万2,000円、1,127万4,000円でございます。

その他、年度内に完了が見込めない事業については、今回、繰越明許費をあわせてお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、詳細内容につきましては担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第16号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として3,951万2,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも24億1,108万5,000円になります。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第17号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として354万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億1,084万7,000円になります。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第18号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として14万4,000円の増額をお願いしております。これに現計予算を合わせますと、予算総額は収入支出とも6億3,976万円になります。

なお、補正予算の主なものとしては、基金積立金の増額、公共下水道工事の事業費確定に伴います減額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

なお、本会期中に「基山町副町長の選任につき同意を求めることについて」、それから

「基山町道路橋梁補修工事請負契約について」、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「地方創生加速化交付金の基山町一般会計補正予算（第7号）について」の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

次に、議案第19号から議案第22号までは、平成28年度各会計の歳入歳出予算でございます。

議案第19号 平成28年度基山町一般会計予算、議案第20号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成28年度基山町下水道事業会計予算につきましては、これから説明いたします28年度施政運営方針をもって提案理由にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

町長、提案理由説明中でございますけど、10時40分まで休憩いたします。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、資料に基づきまして平成28年度基山町施政運営方針について説明させていただきます。

まず、資料の1ページ目の中段ぐらいからなんですけれども、本年度から、いよいよ第5次基山町総合計画に掲げた基本理念に向けて実施計画を開始しますし、それから、「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」もいよいよ実践というふうな、そういうことになります。加えて、基山町のこれからの長期的な展望に非常に大きな影響があります公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の整備についても、これからまさに計画に基づきながらやっていくということになりますので、こういったものを総合計画の実施計画とうまく整合性をとりながら、総合計画と総合戦略、そして公共工事の管理計画、この3つの関係をうまく整理していきながらやっていきたいというふうにまず考えているのが平成28年度の最初の進め方でございます。

ただし、28年度当初予算につきましては、町長の改選時期ということでございましたので、

当初予算は骨格予算ということで、基本的な経費とか、それから継続事業を中心とした形になっております。今後は、政策的経費とか新規事業、もう既に検討を始めておりますが、急いでまた、この3月議会終了後すぐにまた本格的に取り組まして、6月、そして場合によっては9月の補正予算として取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういうこともございますので、きょうの説明は、今後取り組んでいくところがどのあたりかも含めて、そういう説明を簡単にさせていただきたいというふうに思っております。読み上げることをやめて、説明という形でさせていただきたいというふうに思っております。

まず、先ほど申しましたように骨格予算でございますので、平成27年度当初に比べますと4億273万7,000円ほど少ない金額の57億8,085万1,000円ということで計上をさせていただいているところでございます。そういう意味では、この少なくなっている部分を今後、施策的なものを検討して、そういった予算の中でももちろん昨年と同じまで持っていく必要は決してないんですけれども、そこの中でいい施策を考えていきたいと。そして6月、そして9月にぶつけていきたい。特に早いほうがいいと思いますので、6月に多くのものをぶつけさせていただきたいと思いますので、またそのあたりのところは6月議会で議論させていただきたいというふうに思っているところでございます。中身につきましては、これから次のところのページを使いながら、重立ったところを説明させていただきたいというふうに思っております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計のほうからまいりますけれども、収入、税収をどう見ているかということなんですけれども、やはり個人住民税は減額の方角にございますので、減額ということで想定した数字を立てさせていただいております。

一方、法人町民税、それから固定資産税につきましては若干の増額で計上させていただいているというそういう形に、最近の状況を見ながらそういうことになっているところでございます。

あと、大きいところでいうと、収入ですと最後の16にございますふるさと応援寄附金、それこそ一般質問にもありましたけれども、今回入れておりますが、隣の町が19億円とかそういう話をどう思うかという質問が出ておりますが、今回、先ほど御説明いたしましたように今のところ6,000万円なので、多分6,500万円前後ぐらいで年度で落ちつくんじゃないかと思うんですけど、これをふやそうと思えば、変な話ですけどふやせます、ふやそうと思えばで

すね。いろいろなやり方を使えばふやせます。ただ、本当にどこまでふやしていいのか、それから地域の特産品、業者を育成するという意味でどういうふうを考えていくかというそのところだと思いますので、とりあえず今回は、去年は1,000万円だったんですけど、ことしの今の6,000万円という実績に合わせて5,000万円プラスしたようなぐらいの数字でとりあえず計上をさせていただいているというのが考え方でございます。

ただ、ここにつきましては今後とも議論を続けていながら、4月には品目の変更はもう間に合いませんので、それこそ補正予算とあわせて品目の見直し、拡充的なものを7月を目指してまたやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、続きまして次のページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページにコミュニティバス、先ほどの町政報告の中で御説明しましたように、いよいよ3月1日から弥生が丘地区、簡単にいうと、やよいがおか鹿毛病院への延伸を3月1日、きょうからやっている、まず試行運転なんですけど、4月以降もそれをやるということでの予算づけみたいなものを今しているところでございます。やよいがおか鹿毛病院への延伸は、私が町に来た2年前からもずっと言われていたことでございますので、ちょっと遅過ぎた感はあるんですが、鳥栖市との調整でどうにか今成ったところでございます。ただ、やっぱり非常に費用はかかりますので、実際の費用対効果的なものも含めて、これはコミュニティバス全体になると思いますけれども、今後コミュニティバスをどうやっていくかという国の補助金が非常に減ってきておりますので、どういう形に持っていくかというのは一つの大きな課題になると思いますので、早急にまた検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、その次の地域おこし協力隊事業及び集落支援員事業、今現在4人の方が活躍していただいております。非常に独自の提案でやるようなことも今出てきておまして、お散歩マルシェであったり、今度出てくる空き家のシャッターへの子どもたちの絵とか、こういったものはまさに彼らのアイデアの中から出てきたりしているところでございます。今回、プラス1名、SGK絡みで、いわゆる都会型の集落支援的な話をやっていくということで、集落支援員を1名プラスでお願いするというふうな、そういうことを今考えているところでございます。もちろん交付税対応になりますので、基本、町の持ち出しみたいなものがあるわけではないんですけど、ただ、全体を通じてのことでございますので、これもこれから議論はしていきたいと。先進的な自治体は、うちは2人ずつとかぐらいですが、非常にやっている他の自治体では、もう10人近く雇っているところもざらにございますので、そこらあた

りは、そのテーマ性、それからいろいろなパフォーマンスなんかを見ていきながら、これもふるさと納税と同じなので、何人でもふやすのは簡単ですけど、本当に、どういう形でふやしていくかというのを考えていかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

それから次のページ、5ページの(6)住民票等のコンビニ交付事業、これは迷いましたけれども、とにかくやっぱりこれから役場以外、土日、それから勤務以外にそういうニーズが出てくるであろう、全国的にスタートするのであれば、どうせいつかはスタートさせなきゃいけないということで当初から一番、先陣を切ってほかの自治体とあわせ第1陣と一緒にやっていくべきではないかということでこれも予算化させていただいて、今回の協議事項になっているというふうな、そういうことでございます。

あとは、次のページに行きまして、もちろん福祉とかそういうのはきちんとやらせていただきますので、また議会の中で一般質問とか、それから議案審議の中で議論をさせていただきたいと思いますが、やはり先ほどの施政方針の中の一番目に申しあげましたように、子どもを育てたくなるまちというのは強く意識しておりますので、これは7月に向けて本格的に今の制度の拡充とかいろいろなことをこれから、庁内でももう既に議論は始めていますが、さらにやっていきたいと。それから、既に基山町のほうが優れているようなところがたくさんあるので、そういったものを上手に見せるようなこともこれから考えていかなきゃいけないかということで、変な話ですけど、子育てしたくなるまち基山といいながら、じゃ、子育てしたくなる基山のチラシがあるかというのと何もまだないので、まずはそれを見て、あ、ここなら子育てしたいよね、みたいな、そういうチラシをまずつくるのが先だということで、今それにまず着手しております。だから、そういう意味でいうと、ここでいいますと6ページの児童福祉であったり、障害の話はまた別途出てきます。複雑なので、きょうの説明では省略させていただきますが、障害児の話も含めて、それから一般質問でもいろいろ出ています貧困の問題、児童福祉の問題、虐待の問題そういったもの。それから、(6)の保育所の問題ですね。保育所は当然、老朽化が進んでおりますので、町営保育所の見直しの話というのは緊急の課題の一つになってくるというふうに思いますので、このあたりも含めて、何らかの形で、ソフト的な話とあわせてこういうハードについても、少なくとも議論は進めていきたいというふうに思っております。どの段階でどういう形でまた提示させていただくかは、またその議論の進捗状況を見て考えさせていただきたいというふうに思っております。ただ、

やっぱり町営保育所は私立のものとあわせて、本当に基山町のまさに核だというふうに思いますので、その辺のことを真摯に議論していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、7ページに行きまして、(2)子どもの医療費助成についての問題ですね。これにつきましても、一般質問でもいろいろ今回出ておりますが、今後の状況、周りの自治体、正直やはり子育てとか若い人たちを基山へというのは、それが正しいかどうかは別にして、自治体間競争というか、相対的にほかの自治体と比べてどうなのかというのは考えていかなければいけないのではないかなというふうに強く思っております。この地域では、基山町を除いては増加、横ばいということなので、そこは他の自治体との比較とか、他の自治体との競争、これも変な競争になったらいかんというのは重々わかっているんですけど、そのバランスをとりながらやっていかないとなかなかうまくいかないのかなというふうに思っているところでございます。

それから次、農業につきましては、まず国の制度とか国の補助的なものがどんどん薄くなってきていて、かつ、その補助を受けれるための地域の受け皿がいろいろ厳しくなっているところでございます。今後は、基山の農業をどういうふうにしていくかというのとともに、やっぱりそういう国とか県の補助金が受けやすいような、受け皿としての体制の検討も早急にやらなきゃいけないというふうに考えているところでございます。加えて、先ほどの施政方針の中でちょっと御説明しました新しい観光農園とか農園レストラン、この中にはまだ全然含まれておりませんが、今後の6月以降の中で、またある程度何らかの形での提案をさせていただかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

商工業につきましても、(2)の貸付金、結構実績が出ておりますので、去年の当初に比べても少しプラスで要求していたと思いますけれども、そういう形でやっていきたいと思えます。特に、商工業については個別企業支援と中心市街地の活性化と極めてリンクすることでございますので、今後、庁内のまちづくりの担当部署と商工の担当部署の連携、まさに横断的連携が必要な分野だというふうに思っておりますので、そういう観点から進めていきたいというふうに思っているところでございます。

9ページの町営住宅は管理費だけしか挙げていませんが、これも園部住宅の話も保育園と並んで、これから公共施設の管理計画の最後のアウトプットの中でどうするかというのはまた考えてまいりますけれども、町営住宅についても、例えばほかの近隣の三養基郡の別の自

治体か何かの、いわゆるPFI方式、PPP方式を使った町営住宅、もう実際どんどんそういうのを建てていっているところもございますので、そういったところも見ていきながら考えていかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

あとは、教育のほうになってきますと、教育は当然大事な分野、まさに子どもを育てたくなるまち基山ということであれば、教育が一番大事だということは当然なので、本年度までは特にICTとか英語教育的なものを強めてやってきたわけですけど、このあたりはもっともっと強めていかなければいけないでしょうし、来年から中学校の大規模改修が出てきますので、それとか、一般質問でも出てきているエアコン問題とか、課題山積の分野かなというふうに思っております。それから、予算とは直接関係ございませんけど校区の問題なんかも一般質問でまさに御指摘いただいておりますので、そういったところも含めて、これからまた教育委員会の皆さんと議論を進めていかなきゃいけない部分も多いかなというふうに思っております。

あとは、基山の誇りであります文化財関係、これは基肆城の整備計画、新しい見直しをまたやっていこうと思っております。基山のいろいろな文化を生かしたまちづくりというのも大事なので、これにつきましてもいろいろ工夫して、なるだけ予算をかけずにアピールして、しかもそれが自然と文化遺産を守りつつ、基山の一つの大きな集客資源となるようにうまく考えていくということが大事かというふうに思っているところでございます。

図書館につきましては、4月1日オープンに向けて今着々と準備を進めております。1日が終わりではありませんので、まさにサービスも含めて、人員をこれまでに比べて1人ふやして4人体制にしておりますが、本当は5人でも6人でも図書館に人を置きたいところですけど、全体の定数との関係がございまして、プラス1でしかできていない。今、そのプラス1ではできる最高のサービスの議論をさせていただいております。これからも、開館後も住民の皆さんのいろいろな要望とか意見を聞きながら、やはり人の問題が出てきますので、人の問題、予算との兼ね合いを考えていながら、せつかく住民の皆さんの税金で建てる図書館でございまして、基山の一つのシンボルとなって交流拠点になるように、これから細かい事業も含めて考えていきたいというふうに思っております。

スポーツも同じでございましてね。やっぱり基山はスポーツの町でございましてですね、というのが一般会計についてでございます。

あと、国民健康保険とか後期高齢者についてはどうかといいますと、議員の皆さんは非常

におわかりになっていると思いますけど、国民健康保険の読みというのは非常に難しいですね。毎年物すごく暴れるというか数字が飛びます。それは高額医療の関係がやっぱり大きいのかなど。あとはそれから国の制度のいろいろが変わるので、そこあたりの入り方にもよるとは思いますが、そういう意味では、非常に見通しが立てにくいような形になっております。国民健康保険につきましては、去年の当初予算に比べたら若干の減少で予算化をしております。ただ、それは去年の当初予算に比べてでございますので、去年というか、ことしの当初予算ですね。ことしの当初予算に比べては若干の減少で予算化はしておりますが、ことしの見込み、27年度見込みに比べると若干の増加で予算化を考えております。ことしの当初予算よりもちょっと低いですが、ことしの最終的な仕上がりよりも少し高いような予算で今考えております。このあたりは、実は国民健康保険受給者は高齢化が進んでいるので伸びているように見えますが、ここ数年は本来60歳から国民健康保険になるような方々が、社会保険の延長とか共済保険の延長みたいなものを65歳ぐらいまでやっているケースが多かったりするので、意外に伸びていないということになります。そういうこともあって、27年度も26年度と比較して予想したほどまでは最終的には伸びなかったもので、その延長線上で考えていきたいというふうに思っております。

ただ、この国民健康保険はいつかはまた増に変わる時期が来ます。そして、いつかは減る時期が来ます。ただ、減る時期が来るときには税収はもっと減る時期になっているわけでございますので、そういう意味では、減る時期が来るからといって安心できるような話ではないと。加えて、30年度からは県一括になりますので、その辺がどうなるかというのがまだよく、正直見えないところもありますので、そこらあたりを考えていきたいというふうに思っております。

後期高齢者につきましては、単純に後期高齢者の数で大体予測が立ちますので、これはもうそれに応じて、後期高齢者は非常にふえますので、それに応じてプラスの予算要求をさせていただいているところでございます。

下水道につきましても、大体、昨年に近いことで要求はしておりますが、下水道も長期的に見ますと、今の処理場の問題が極めて、やっぱり老朽化してきておりますので、どうするかとか、最終の処理場の問題が非常にありますので、これは年度明け早々に福岡県及び関係している自治体との協議を始めたいと思いますし、全く今までの何か縛りはなく、どこの自治体とも議論をしたいし、それから今まで考えていない方法も、少なくとも考えて、いろい

ろ比較するようなことをやっていかなければいけない。そういう意味では、今説明した中で一番抜本的にそういう議論をしていかなきゃいけないのは意外にそういう周りとの調整が必要になるという意味でいうと、下水道が一番大変なのかなというふうに思っております。図書館とか町営住宅は財源との調整でございますけれども、下水道は財源との調整だけでは済みませんので、そういう意味では、そういうことでこれから平成28年度のまず施政方針、そういう検討を始めていく。特に、骨格予算なので平成26年度に、先ほど施政方針で述べましたような7つについて、何らかの形で、予算額は少なくとも、キラリと光るような施策を考えながら、それは町民の皆さん、そして議員の皆さんの御意見も伺いながらやっていきたいなというふうに思っております。

そのためにも、6月の補正に間に合うよう、ここで勝手に初めて言いますけど、町民の皆さんとの対話集会的なことを議会終わり次第やらせていただいて、少しでも町民の皆さんの御意見をお聞きして、どうあるべきかというのを考えていきたいと思っております。平成28年度、もちろん大事で、骨格で、また本予算あります。ただこれはずっとつながっていきます、平成29、30、31年度とずっとつながっていきますので、決して28年度単年度というふうに考えるわけではなくて、つなげていきながら総合的に考えていきたいというふうに考えております。

またいろいろと御指導、御鞭撻をいただければというふうに思っております。

以上をもちまして、平成28年度の施政運営方針の、まさに説明でございましたけど、説明をさせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第2号の補足説明を求めます。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

それでは、まず、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書1ページ、それから議案資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政不服審査法が公正性、それから使いやすさの向上の観点から、制定後52年ぶりに全部改正をされ、平成28年4月1日から施行されることとなりますので、基山町情報公開条例、基山町個

個人情報保護条例、基山町税条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の本文について御説明をいたします。

第1条につきましては、基山町情報公開条例の一部改正となっております。

一部改正の内容につきましては、第20条の審査請求の諮問対象を情報公開請求に係る不作為について基山町情報公開審査会への諮問の対象とし、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は審理員制度の適用除外となるため、審理員制度を適応しないことといたしております。

第24条については、審査会の提出資料についての電磁的記録の取り扱いについて規定しております。

そのほかについては、文言等の整理となっております。

第2条につきましては、基山町個人情報保護条例の一部改正となっております。これにつきましても、第1条と同じく第42条の審査請求の諮問対象を不作為の部分について適用させるということでございます。それから、不服審査を第9条第1項ただし書きによりまして、審理員制度の適用除外とするということといたしております。

第46条では、審査会の資料提供について電磁提供記録による場合の取り扱いについて規定をいたしております。

その他の改正につきましては、文言等の整理となっております。

第3条につきましては、基山税条例の文言等の整理について一部改正するものでございます。

第4条につきましては、固定資産評価審査委員会条例の審査申出書及び決定書に記載する事項についての一部改正をするものでございます。

最後に施行日でございますけれども、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されますので、同日の施行といたしております。

続きまして、議案第2号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の5ページをごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、地方公務員法第24条第2項の削除に伴いまして、引用条項の項ずれが発生いたしておりますので、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改正するものでございます。

施行日につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されるため、本条例の一部改正も同日から施行することといたしております。

議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定及び議案第2号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第5号、議案第6号、議案第4号の補足説明を求めます。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

それでは、議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

議案書14ページから17ページをお願いいたします。

今回の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改定に準じ、俸給月額及び特別給、ボーナスについて、特別職の国家公務員の給与の額も一般職の指定職職員に準じて改正されましたので、給与月額が1,000円の引き上げ、特別給、ボーナスが0.05月に引き上げられることになりました。このため、本町においても同様に報酬、給与月額及び期末手当を改定するものでございます。

基山町議会議員の期末手当につきましては、平成26年分の0.15月と合わせて0.2月分の引き上げとなります。

最後に施行日でございますけれども、公布の日から施行することとし、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸条例の一部改正第2条の規定は、平成28年4月1日から施行いたします。

また、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について、第1条の規定につきましては、平成27年4月1日から適用し、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正についての改正後の第8条及び町長、副町長及び教育長の給与諸条例の一部改正についての改正後の第5条の規定は、平成27年12月1日から適用をいたします。

議案第5号、議案第6号についての説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与等の改正を行うものとなっております。

条例の本文について御説明いたします。

まず、第1条及び第2条につきましては、任期付職員のうち、特定任期付職員の給料及び期末手当等の改正について規定しております。

給与が1,000円の引き上げ、期末手当が0.05月を引き上げるものとするものでございます。

第3条につきましては、一般職の給与及び期末手当の改正について規定しております。

期末手当が0.1月の引き上げ。給与が、平均給与改定率0.4%の引き上げによる行政職給料表の改正となっております。

第4条につきましては、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴う改正となっております。法律、条項等の改正及び行政職給料表級別標準職務表の追加について改定するものでございます。

施行日でございますけれども、公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行します。

また、第1条に規定する改正後の基山町一般職の任期付の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用し、改正後の条例第7条第2項の規定は平成27年12月1日から適用をいたします。

第3条に規定する改正後の基山町職員の給与に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用し、改正後の給与条例第22条第2項及び附則第5号の規定は、平成27年12月1日から適用するものでございます。

議案第4号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますよ

うお願い申し上げまして補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第7号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第7号 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正について補足説明をいたします。

議案書18ページをお願いいたします。

内容につきましては、現在、本桜污水处理施設及びきやま台污水处理施設で行っております污水处理につきまして、下水道及び都市計画区域の事業認可を受けまして、基山町公共下水道で行うための改正となっております。

内容につきましては、資料44ページの、基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明をいたします。

資料44ページをお願いいたします。

まず、基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございます。

現在、「公共下水道事業及び污水处理施設管理事業」としているところを、「下水道事業」という一本で行いたいと考えて改正をお願いいたします。

第1条、本町の下水道事業を円滑に行うため、基山町下水道基金を設置する。

第4条、下水道事業の経費に充てるほか、基金に繰り入れることができる。

第6条、下水道事業のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる、という形をお願いをしております。

続きまして、基山町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

こちらと同じように、「公共下水道事業及び污水处理施設管理事業」としていたものを、「公共下水道事業」という形をお願いをするものでございます。

2項はなくなります。

第3条、下水道事業の経営に対して、下水道事業の処理区域及び処理人口につきまして定めたものでございます。

こちらにつきまして、改正内容といたしましては、「下水道事業の処理区域及び処理人口は、次のとおりとする。」、「(1)処理区域、本町の区域のうち下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域とする。」、「(2)処理人口 前号の区域内の人口とす

る。」というふうに変更をお願いしております。

続きまして、基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

第46条を加えまして、「基山町污水处理施設管理条例（平成11年条例第12号）は廃止する。」という改正をお願いしております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第8号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第8号 基山町手数料条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。

今回の基山町手数料条例の一部改正につきましては、公簿または図面の写しの交付や航空写真の交付などの種類の明確化を図り、また、農地法の一部改正に伴う関係規定の整備を図るため及び行政不服審査法の施行に伴いまして、審査請求に関する提出書類等の写しを交付する際の手数料を徴収するための規定を設ける改正をお願いするものでございます。

議案資料の47ページをお願いいたします。

基山町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

今回、手数料条例の別表の中に掲げております種類の明確化のため、「公簿等の閲覧」という項目を「公簿又は図面の閲覧」、「公簿又は図面の写しの交付」、「航空写真図の交付」への変更でございます。

番号でいいますと、改正前の17号が改正後の17号、18号、19号へ改正を行い、また、改正前の18号、固定資産課税台帳の閲覧を、20号、「固定資産課税台帳の閲覧又は写しの交付」とする改正でございます。

また、第2条の中で、改正前に、閲覧は1種類1回で1件としておりましたけれども、その後に、「ただし、公簿は1冊又は1枚、図面は1枚で1件とする。」ということをつけ加えております。

48ページをお願いいたします。

最上段になりますけれども、農地法の一部改正に伴います関係規定の整備のため、改正前

の25番になりますけれども、「4条第1項第6号」を、改正後、27号になりますけれども、「4条第1項第8号」への改正をお願いいたしているものでございます。

また、行政不服審査法に係る審査請求に必要な提出書類等の写しを交付する際の手数料につきまして、新たに36号として設定する改正をお願いいたしております。

施行日につきましては、平成28年4月1日を予定いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第9号、議案第10号の補足説明を求めます。鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

それでは、議案第9号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

学校教育法の一部を改正する法律が公布され、小学校から中学校までの一貫教育を実施するための新たな学校の種類として義務教育学校の制度が平成28年4月1日から創設されます。今回の条例の一部改正では、放課後児童支援員の資格の要件に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるために改正を行うものです。基山町が義務教育学校を設置しない場合にあっても、法令との整合性やほかの地域等との義務教育学校を想定した例規整備が必要とされておりますので、今回提案をさせていただきます。

議案資料の49ページをお願いいたします。

改正後のほうで説明させていただきます。

第10条第3項第4号中に「、義務教育学校」を加え改正いたしております。教育職員免許法では、義務教育学校の教員の免許状はありませんけれども、同様な扱いであります中等教育学校が規定されているため、資格を有する者として今回加えております。

今回の条例改正は、平成28年4月1日からの施行ということでお願いいたします。

引き続き、議案第10号 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

議案資料の50ページの新旧対照表をお開きください。

今まで、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省が所管となっておりましたが、子ども・子育て支援制度を進めるに当たり、内閣府に子ども・子育て本部が置かれ、内閣府がそ

の所管庁となりましたことから、第2条の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」と改正する
ものでございます。

今回の条例改正は28年4月1日からの施行ということでお願いしております。

補足説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第12号の補足説明を求めます。土田産業振興課長。

○産業振興課長（土田竜一君）

それでは、議案第12号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についてとい
うことで補足説明を申し上げます。

議案書第25ページをごらんください。

現在、基山町農産物加工場におきましては、指定期間を平成23年4月1日から平成28年3
月31日までとして、農事組合法人「ちぎりの里」に指定管理者として行わせているところ
でございますが、本施設が昭和62年に建設されまして、来年が大規模改修の実施年、30年とな
るところでございます。本件につきましては、指定管理におきましては、基山町公の施設に
おける指定管理者の指定の手続に関する条例の第2条におきまして、特別の事情があると認
める場合を除き公募をするものとなっているところでございますが、現在、基山町におきま
して農業施策全般、振興策を含めまして検討を行っているところございまして、その中
におきまして、農産物加工所等については、町の農業振興策の大きな柱となるものと考えてお
ります。本年、この指定期間を2年間延長させていただきまして、その中できちんと農産物
加工場へ位置づけをさせていただきまして、総合的に検討をしてみたいと思っております。
その観点から、2年間の延長をお願いするところでございます。よろしく御審議賜り
ますようお願いしまして補足説明とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第13号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

26ページをお願いいたします。

議案第13号 町道の路線の認定でございます。

この道路は、基盤整備によりつけかえ道路をされたことにより、相当の期間をもって町道
へ認定をするものでございます。

平林2号線、延長550メートル。起点、基山町大字小倉字平林2237-3地先から、終点、基山町大字小倉字平林2226-4地先までとなっております。

位置につきまして、資料52ページをお願いいたします。

資料、起点側、現在の町道三国・丸林線と接続をいたします。終点側、現在の長葉山線と接続をいたします。

この道路は、北側に基山町キャンプ場を用いており、不特定多数の利用があると見込めるものから町道認定へお願いをしております。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第14号の補足説明を求めます。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

それでは、議案第14号 基山町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について補足説明をさせていただきます。

議案書27、28ページをごらんください。

今回の協議につきましては、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく第三者機関としての行政不服審査会の事務を佐賀県に委託するものとなっております。この行政不服審査会の事務委託につきましては、行政の効率化等に鑑み、佐賀県内の佐賀市を除く市町、一部事務組合及び広域連合から県での設置要望があったため、これを受けて県で設置することになり事務委託をお願いするものでございます。

基山町と佐賀県との間の行政不服審査の事務の委託に関する協議については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げて補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、承認第1号の補足説明を求めます。平野税務課長。

○税務課長（平野裕志君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、昨年12月28日に専決処分をいたしました。

資料の53ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、さきの12月定例会におきまして議決をいただきました税条例の一部を改正する条例で、申請書等に個人番号の記載を求める条文の改正をしておりましたが、その一部につきまして、個人番号の規定を削除いたしております。これは、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、また、国税の取り扱いと同様の措置とするためのものがございます。

新旧対照表の53ページのほうで、第51条の第2項中、あと第132条の3の中で、個人番号の表現がありましたけれども、この分の削除を行っております。

これに関しまして、施行につきましては公布の日からとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして御承認を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、承認第2号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

承認第2号につきまして補足説明をいたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

33ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。平成27年12月28日に専決処分をさせていただいております。

専決処分理由でございますが、平成28年度税制改正の大綱において、一部の手続における個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を改正することが急務であったためでございます。

34ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、国民健康保険税の減免申請を提出する際に、個人番号の記載を不要とする改正でございます。税条例の専決処分と全く同じでございます。

補足説明については以上でございます。御審議いただきまして承認くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、承認第3号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第5号））につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の35、36ページをお願いいたします。

専決の理由といたしましては、1月24日、25日の大雪の被害に対応するための費用及びふるさと応援寄附に年末多額の寄附をいただきましたので、これに対応するための費用に急遽予算の補正が急務となりましたので、1月28日付で専決処分をお願いし、今回承認をいただくものでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに4,600万円を追加し、総額をそれぞれ65億3,069万円とするものでございます。

38ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、16款 寄附金に4,000万円の増額をお願いし、17款 繰入金のうち基金繰入金に600万円を増額し財源調整を図らせていただいております。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の主なものにつきましては、2款の総務費に4,000万円、11款 災害復旧費に414万1,000円増額をお願いし、14款 予備費を75万8,000円増額をし、財源調整を図らせていただいております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。

平成27年度基山町一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款1項 寄附金、3目1節 総務費寄附金でございます。ふるさと応援寄附金として4,000万円増額をお願いいたしております。年末に多額の寄附をいただきましたので、このことによる増額でございます。

4ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金として600万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。ふるさと応援寄附をいただいた方への返礼特産品の費用、予算項目としては消耗品費となりますけれども、それを1,600万円。ふるさと納税（寄附）ポータルサイト利用料として345万6,000円。歳入に増額補正をお願いいたしております4,000万円からこの2つの項目の合計を差し引いた残りの2,054万4,000円をふるさと応援寄附基金積立金として増額をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

この4款以降につきましては、1月24日から25日にかけて降りました大雪被害への対応費用でございます。

まず、4款. 衛生費、1項. 保険衛生費、3目. 環境衛生費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、火葬料補助金として40万円をお願いいたしております。大雪のため葬祭公園が利用できなくなりましたので、復旧までの間、町外の施設を利用させていただくことになりまして、その方たちへの差額の補助の費用でございます。40万円、5件分をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、2目. 観光費でございます。11節. 需要費に、修繕料として70万1,000円をお願いいたしております。基山の駐車場のトイレ、電力、引き込み線の修繕料でございます。

8ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目. 林業施設現年発生災害復旧費でございます。12節. 役務費に、土砂等撤去手数料として100万円の増額をお願いいたしております。林道の倒木撤去費用でございます。

9ページをお願いいたします。

2項. 公共土木施設災害復旧費、1項. 公共土木施設現年発生災害復旧費でございます。12節. 役務費に、公共土木施設災害土砂等撤去手数料として272万4,000円をお願いいたして

おります。道路の除雪費用でございます。

10ページをお願いいたします。

14款1項1目、予備費に75万8,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りまして御承認いただきますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第15号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第15号「基山町一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」について補足説明をさせていただきます。

議案書40ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、規定の予算総額65億3,069万円に歳入歳出それぞれ1,559万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ65億4,628万7,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要といたしましては、主に国の平成27年度補正予算による事業の追加及び既存事業の確定及び確定見込みによる追加、減額をお願いいたしております。

議案書の41、42ページをお願いいたします。

第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に1款の町税を3,300万8,000円、13款の国庫支出金を5,630万6,000円、15款の財産収入を2,124万2,000円、20款の町債を2,930万円増額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を1億2,500万円減額し、財源調整を図らせていただいております。

43、44ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の主なものにつきましては、先ほど説明をしました国の補正予算によります事業の増額と既存事業の確定及び確定見込みによる増及び減をお願いいたしております。

2款の総務費に2,536万4,000円、3款「民生費」に2,900万5,000円、6款「農林水産業費」に2,670万9,000円増額をし、8款の土木費を2,714万1,000円、次のページになりますけれども、10款の教育費を3,330万円減額し、予備費を11万8,000円減額することで財源調整を図らせて

いただいております。

45ページをお願いいたします。

第2表 継続費の補正でございます。

26年、27年で継続費の設定をお願いし実施いたしております図書館建設事業の確定見込みによりまして、総額及び年割額のうち、平成27年度分について8款の土木費、10款の教育費の金額がともに変更になりましたので、補正をお願いいたしております。

46、47ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費でございます。

本年度中に事業が完了する見込みが立ちませんので、繰越明許をお願いいたしております。ここに書かれておりますように、社会保障・税番号制度事業（地方公共団体情報セキュリティ強化対策委託料）を初めとした14事業でございます。

この中で、2款．総務費の社会保障・税番号制度事業、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業、通知カード個人番号カード交付事業の大部分につきまして、3款．民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、子どものための教育・保育事業、次ページ10款の教育費、学校施設防災機能強化事業につきましては、国の補正予算によりまして今回補正をし、同時に繰越明許をお願いいたしているものでございます。

48ページをお願いいたします。

第4表 地方債の補正でございます。

まず、追加分でございますけれども、国の補正予算によりまして、今回の補正予算で新たにお願いをしております事業で、義務教育施設整備事業債として3,160万円、一般補助施設整備等事業債として2,780万円、地域鉄道対策事業債として290万円をお願いいたしております。いずれも充当率100%でございます。

また、変更分に地域活性化事業債として4億6,010万円から4億2,710万円へ3,300万円の増額をお願いいたしております。

図書館建設事業の実績見込みによる減でございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町一般会計歳入歳出補正予算（第6号）の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款. 町税、1 項. 町民税、2 目. 法人でございます。1 節. 現年課税分に法人税割額として3,446万2,000円の増額をお願いいたしております。調定見込みの増によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

4 項 1 目. 町たばこ税でございます。1 節. 現年課税分に紙巻きたばこ等として153万7,000円の減額をお願いいたしております。本数見込みの減によるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目 1 節. 地方交付税でございます。普通交付税に352万1,000円の増額をお願いいたしております。これは、算定額から調整減額をされていた額が、今回の国の補正予算によりまして復活、交付となったことによる増額でございます。

6 ページをお願いいたします。

11 款. 分担金及び負担金、2 項負担金、1 目. 民生費負担金でございます。2 節. 児童福祉費負担金に、保育料現年度分として226万1,000円の増額をお願いいたしております。実績見込みによるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

12 款. 使用料及び手数料、1 項. 使用料、4 目. 土木使用料でございます。2 節. 住宅使用料に現年度分として559万4,000円の減額をお願いいたしております。これも実績見込みによるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

13 款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金でございます。1 節. 児童福祉費負担金に児童手当負担金として192万5,000円の減額をお願いいたしております。交付額の確定見込みによるものでございます。

同じく保育所運営費負担金として876万8,000円の減額をお願いいたしております。これも交付額の確定見込みによる減でございます。

10 ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金、1 目. 民生費国庫補助金でございます。1 節. 社会福祉費補助金に地域支援生活支援事業費等補助金として320万1,000円の減額をお願いいたしております。交付額の確定見込みによる減でございます。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金として新しく4,500万円を、ま

た、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費補助金として353万5,000円をお願いいたしております。これにつきましては、年金生活者等の支援のための給付金事業で、国の平成27年度補正予算によるものでございます。先ほどお願いをしましたように、補正予算とあわせて繰越明許費についてもお願いをいたしております。

2節．児童福祉費補助金でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金に109万8,000円の減額をお願いいたしております。子育て世帯臨時福祉給付事業の確定見込みによる減でございます。

次に、保育緊急確保事業費補助金に254万6,000円の減額をお願いいたしております。これにつきましては、本事業が子ども・子育て支援交付金事業へ移行をされたための全額更正でございます。

また、子ども・子育て支援交付金として、新しく729万9,000円をお願いいたしております。これは、本年度子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、新たに新設をされた交付金でございます。

4目．教育費国庫補助金でございます。1節．小学校費補助金及び2節．中学校費補助金に、新しく防災機能強化事業補助金として、それぞれ1,066万6,000円、340万円をお願いいたしております。これは、国の平成27年度補正予算によるもので、耐震化のため基山小学校体育館、基山中学校体育館のつり天井を撤去する事業でございます。これも、議案のところでお願いをいたしましたように繰越明許のお願いもあわせていたしております。

4節．文化財保護費補助金に、基肄城跡水門石垣保存修理事業補助金として280万円の減額をお願いいたしております。事業費の確定による減でございます。

6目．農林水産業費国庫補助金でございます。2節．農業費補助金に農業基盤整備促進事業費補助金として100万円の減額をいたしております。確定見込みによるものでございます。

8目．総務費国庫補助金でございます。1節．総務費補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金として144万8,000円の減額をお願いいたしております。確定によるものでございます。

次に、個人番号カード交付事業費補助金に293万2,000円の追加をお願いいたしております。これは、国の平成27年度補正予算による増額でございます。これも繰越明許をお願いいたしております。

また、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金として、新しく640万円をお願い

いたしております。これは、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図る自治体を支援する事業で、これも国の補正予算によるもので、補正に合わせて繰越明許もお願いいたしております。

11ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金でございます。1節．児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として427万円の減額をお願いいたしております。国庫と同様に、確定見込みによる減でございます。

12ページをお願いいたします。

2項．県補助金、2目．民生費県補助金でございます。1節．社会福祉費補助金に、地域生活支援事業費等補助金として160万1,000円の減額をお願いいたしております。交付の確定見込みによる減でございます。

また、2節．児童福祉費補助金に保育対策等促進事業補助金として730万8,000円の減額をお願いいたしております。これは、国庫と同様に子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援事業費補助金が新設をされ、移行をされたための全額更正でございます。

次に、放課後子どもプラン推進事業費補助金として962万2,000円の減額をお願いいたしております。これも同様に、子ども・子育て支援事業費補助金への移行分の減額でございます。

次に、保育緊急確保事業費補助金として254万6,000円の減額をお願いいたしております。これも、同様の理由による全額更正でございます。

また、子ども・子育て支援事業費補助金として、新しく729万9,000円をお願いいたしております。これは国庫と同様に、今年度、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、新たに新設をされた補助金でございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金として、新しく4万1,000円をお願いいたしております。これは、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、新たに設置された補助金で、従来の待機児童解消促進等事業の認可外保育施設の衛生安全対策にかかわるものでございます。

4目．農林水産業費県補助金でございます。1節．農業費補助金に佐賀県中山間地担い手農地集積促進対策事業補助金として、新しく26万2,000円をお願いいたしております。これは、中山間地域における担い手等への農地の集積の取り組みを支援するものでございます。

また、施設園芸等被害対策事業補助金として、新しく2,086万5,000円をお願いいたしております。これは、1月の豪雪によりまして、園芸施設等の倒壊被害を受けた農家に対して、

被災ハウスの撤去と再建に要する費用についての助成を行うものでございます。

6目. 教育費補助金でございます。4節. 文化財保護費補助金に、基肄城跡水門石垣保存修理事業補助金として100万8,000円の減額をお願いいたしております。確定による減でございます。

13ページをお願いいたします。

3項. 委託金、6目. 民生費委託金でございます。1節. 社会福祉費委託金に、佐賀県遺家族等援護事務委託金として、新しく1万6,000円をお願いいたしております。これは、特別弔慰金の事務の受託に関するものでございます。

14ページをお願いいたします。

15款. 財産収入、1項. 財産運用収入、2目1節. 利子及び配当金でございます。

公共施設整備基金利子、福祉振興基金利子、文化及び体育振興基金利子に、それぞれ850万6,000円、849万3,000円、424万6,000円の増額をお願いいたしております。これらは、国債の売却によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金でございます。2目1節. 財政調整基金繰入金に1億2,500万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

18ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入でございます。

最後の段ですけれども、図書館太陽光発電販売代金に21万2,000円を新しくお願いいたしております。これにつきましては、図書館の太陽光発電の売買代金でございます。

19ページをお願いいたします。

20款1項. 町債、5目. 教育債、2節. 義務教育施設整備事業債でございます。義務教育施設整備事業に3,160万円をお願いいたしております。これにつきましては、基山小学校体育館、基山中学校体育館のつり天井の撤去事業に対するものでございます。

7目. 総務債でございます。1節. 一般補助施設整備等事業債として2,780万円をお願いいたしております。これは、セキュリティ強化対策事業に係るものでございます。

2節. 地域鉄道対策事業債として290万円をお願いいたしております。これは、甘木鉄道安全輸送設備整備事業に係るものでございます。

8目. 地域活性化事業債でございます。1節. 地域活性化事業債に3,300万円の減額をお

願いをいたしております。これは、図書館建設事業の事業費確定による減額でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

課長、説明中でございますけど、1時まで休憩いたします。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、議案第15号に対する補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、平成27年度基山町一般会計歳入歳出補正予算（第6号）、事項別明細書を願いをいたします。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の22ページを願いをいたします。

歳出につきましても、国の平成27年度の補正予算に係る新規事業のほか、既存事業の実績及び実績見込みによります更正、減額、追加を願いをいたしております。

22ページでは、2款．総務費、1項．総務管理費、2目．文書管理費でございます。14節．使用料及び賃借料に、綜合法令管理システム使用料として105万5,000円の減額を願いをいたしております。実績見込みによる減でございます。

23ページを願いをいたします。

6目．企画費でございます。14節．委託料に基幹系情報システム改修委託料として604万8,000円の減額を願いをいたしております。これも実績見込みによる減でございます。

また、地方公共団体情報セキュリティ強化対策委託料として新しく3,427万3,000円を願いをいたしております。これにつきましては、地方公共団体の情報セキュリティ強化対策を行う事業で、今回の国の平成27年度補正予算による増額でございます。繰越明許につきましても、あわせて願いをいたしております。

19節．負担金補助及び交付金に、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金として131万2,000円の増額を願いをいたしております。これにつきましても、国の平成27年度補正予算に係るもので、これにつきましても繰越明許をあわせて願いをいたしております。

次に、地域公共交通活性化協議会負担金として180万円の減額を願いをいたしております。これは、予定をいたしておりました車両改造、ラッピングを実施しなかったことによります

減額でございます。

24ページをお願いいたします。

11目．公共施設整備基金費でございます。25節．積立金に公共施設整備基金利子として850万7,000円の増額をお願いいたしております。国債の売却による利子の増によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

3項1目．戸籍住民基本台帳費でございます。19節．負担金補助及び交付金に通知カード・個人番号カード事務委任交付金として293万2,000円をお願いいたしております。これは、国の平成27年の補正予算による増額でございます。既定の予算の繰越分と合わせて、この金額の繰越明許についてお願いをいたしております。

30ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費でございます。7節．賃金に臨時雇賃金として266万5,000円、19節．負担金補助及び交付金として年金生活者等支援臨時福祉給付金に新しく4,500万円をお願いいたしております。これも両事業とも国の補正予算に係るもので、所得の少ない高齢者等を対象とした給付金給付事業でございます。給付金と事務費の大部分を繰越明許についてもお願いをいたしております。

2目．老人福祉費でございます。20節．扶助費に老人ホーム入所措置費として250万8,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みによる減でございます。

32ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費でございます。7節．賃金に臨時雇賃金として214万8,000円の減額をお願いいたしております。主に、放課後児童教室に係る分でございます。

13節．委託料に幼児教育無償化に係るシステム改修委託料として、新しく102万6,000円をお願いいたしております。これは、一定の所得以下の家庭の3人目以降の子どもの保育料を全て無償にするなどの支援策を実施するためのシステム改修費用でございます。これも国の補正予算に係るもので、繰越明許についてもあわせてお願いをいたしております。

33ページをお願いします。

19節．負担金補助及び交付金に、延長保育促進事業補助金として768万5,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みによる減でございます。

次に、特別支援保育事業費補助金として178万円の減額をお願いいたしております。これも実績による減でございます。

20節. 扶助費に児童手当として291万5,000円の減額を同じく実績見込みによりまして減額をお願いいたしております。

また、たんぽぽ保育園運営費として184万5,000円の増額をお願いいたしております。これも実績見込みによる増でございます。

34ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費でございます。13節. 委託料に健康管理等システム改修委託料として116万6,000円の減額をお願いいたしております。確定によるものでございます。

20節. 扶助費でございます。子どもの医療費助成費として113万1,000円の減額を実績見込みによりましてお願いをいたしております。

36ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、広域ごみ処理施設運営費負担金として357万6,000円の減額を、これも確定見込みによりましてお願いをいたしております。

3目. し尿処理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金にし尿処理陸送費負担金として242万円の増額をお願いいたしております。実績見込みによる増でございます。

37ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、施設園芸等被害対策事業補助金として新しく2,633万8,000円をお願いいたしております。これは、1月の豪雪により園芸施設の倒壊被害を受けた農家に対して、被災ハウスの撤去と再建に要する費用について助成を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

5目. 農地費、19節. 負担金補助及び交付金に、中山間地域担い手農地集積促進対策事業補助金として新しく26万2,000円をお願いいたしております。これは、中山間地域における担い手等への農地の集積の取り組みを支援するものでございます。

42ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。13節. 委託料に橋梁

詳細調査・補修設計業務委託料として2,125万9,000円の減額、橋梁点検委託料として125万1,000円の増額をお願いいたしております。確定見込み及び今後の実績見込みによるものでございます。

15節. 工事請負費に黒谷線舗装補修工事として334万円の増額、橋梁補修工事に950万円の増額をお願いいたしております。今後の実施見込みによる増でございます。

2目. 道路新設改良費でございます。13節. 委託料に、三国・丸林線道路改良測量業務委託料として155万円、実績見込みによる減をお願いいたしております。

22節. 補償補填及び賠償金に、道路改良工事に伴う物件等移転補償費として260万円の減額をお願いいたしております。これは白坂久保田2号線に係るもので、実績見込みによる減でございます。

43ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。13節. 委託料に、図書館建設工事監理業務委託料として168万2,000円の減額をお願いいたしております。図書館建設事業がほぼ終わりましたので、確定見込みによる減額でございます。

同じく13節に、都市公園長寿命化委託料として474万円の減額を確定見込みによりお願いをいたしております。

15節. 工事請負費に、基山総合公園施設工事として475万円の増額、図書館建設に伴う外構工事に1,153万8,000円の減額をそれぞれ実績見込みによるもの、また確定見込みによるものによりお願いをいたしております。

48ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費でございます。13節. 委託料に、基山小学校屋内運動場つり天井撤去工事監督員支援業務委託料として83万2,000円、15節. 工事請負費に基山小学校屋内運動場つり天井撤去工事として3,296万2,000円を新しくお願いをいたしております。これは屋内運動場のつり天井を耐震化のために撤去する事業でございます。国の補正予算に係るもので、繰越明許についてもあわせてお願いをいたしております。

50ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でございます。13節. 委託料に、基山中学校屋内運動場つり天井撤去工事監督員支援業務委託料として83万2,000円、15節. 工事請負費に基山中

学校屋内運動場つり天井撤去工事として1,127万4,000円を新しくお願いをいたしております。これは、基山中学校の屋内運動場のつり天井を耐震化のために撤去する事業でございます。国の補正予算によるもので、繰越明許についてもあわせてお願いをいたしております。

52ページをお願いいたします。

3目．文化財保護費、19節．負担金補助及び交付金でございます。基肆城築城1350年事業実行委員会活動費補助金に366万2,000円の減額を確定によりお願いをいたしております。

4目．歴史民俗資料図書館費でございます。13節．委託料、15節．工事請負費、18節．備品購入費に、図書館建設事業の確定見込みによりまして減額をお願いをいたしております。これらの減額とともに、第2表で継続費の補正もあわせてお願いをいたしております。

54ページをお願いいたします。

6項．幼稚園費、1目．教育振興費でございます。19節．負担金補助及び交付金に、私立幼稚園就園奨励費補助金として271万8,000円を確定見込みによる減額をお願いをいたしております。

56ページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費でございます。今回、予備費に11万8,000円の減額をお願いし、財前調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第6号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第16号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

議案第16号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の49ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,951万2,000円の減額をお願いし、総額を24億1,108万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、資料のほうの国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。

主なものについて御説明いたします。

事項別明細書の3ページをお願いします。

歳入でございます。3款1項につきましては、平成27年度の国庫負担金の額の確定でございます。2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の4分の1の額を国が負担するものでございます。額の確定によりまして、59万2,000円の減額をお願いしております。

3目の特定健康診査等負担金につきましては、11万円の増額をお願いしております。

4ページをお願いします。

6款1項につきましては、平成27年度の県負担金の額の確定でございます。3ページの国庫負担金と同額、同内容でございます。

5ページをお願いいたします。

6款2項1目2節の二種交付金の広域化等事業につきましては、保健財政共同安定化事業の拠出金と交付金の額を比較いたしまして、拠出金の額が大きかったときに差額の99%が県から交付されるものでございます。6,898万1,000円が交付されるものでございます。

6ページをお願いいたします。

7款1項につきましては、平成27年度の額の確定でございます。1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、2,605万3,000円、2目の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、8,167万5,000円、それぞれ減額をお願いしております。基山町の保険給付費が県の中で低いレベルであったためでございます。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金の乳幼児現物給付繰入金でございますが、これは現物給付を行っている自治体は国庫支出金の一部ペナルティーを受けるようになっておりますが、このペナルティーの額の補填を一般会計からいただいているものでございます。その額の確定で20万1,000円の減額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

11款4項の雑入でございます。交通事故分の納付金、それから国保喪失後受診分の納付金などがございます。雑入の総額で36万3,000円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。13ページをお願いいたします。

7款1項につきましては、平成27年度の県全体の額の確定による補正でございます。1目の高額医療費共同事業拠出金につきましては236万9,000円、2目の保険財政共同安定化事業

拠出金につきましては896万4,000円、それぞれ減額をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

8款2項2目13節の健康診断委託料でございますが、人間ドック、脳ドック等の見込みにより85万7,000円の減額をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金でございますが、高額医療費共同事業交付金などの歳入の減額により2,000万円の減額をお願いしております。

最後に17ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。残りの支払い月数が少なくなったこと及び財源調整によりまして729万2,000円の減額をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第17号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

第17号議案 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ354万9,000円の増額をお願いし、総額を2億1,084万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項2目1節の普通徴収保険料、現年度分でございますが、新規加入者の保険料の増加によりまして282万円の増額をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、額の確定でございます。1節. 事務費繰入金につきましては、広域連合の補正予算により17万3,000円の減額、2節の保険基盤安定繰入金につきましては、平成27年度の額の確定により90万2,000円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今回、歳入で計上しました分につきましては、全て広域連合への納付金に反映いたしますので、後期高齢者医療広域連合事務費納付金につきましては17万3,000円の減、保険料等納付金につきましては372万2,000円の増額をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第18号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第18号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

議案書55ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

第2条、収益的支出として、第1款、下水道事業費用204万8,000円を減額し、3億9,984万2,000円をお願いをいたしております。

第3条、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款、資本的収入14万4,000円を減額し、1億5,457万1,000円となります。

支出でございます。第1款、資本的支出を219万2,000円増額し、2億3,991万8,000円となっております。

第4条、企業債を事業費の確定見込みにより680万円減額するものです。

第5条、56ページとなります。予算、第9条に定めた経費の予算額を次のとおり補正いたします。職員給与費17万3,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書において行います。

説明書内、基山町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画兼事項別明細書をお願いいたします。

説明書、3ページをお願いいたします。

1款1項4目、総係費を204万8,000円の減額をお願いいたしております。これは、給料及び手当の増と固定資産システム保守整備の216万円減によるものでございます。

続きまして、収益的支出の合計は204万8,000円の減額となります。

次に、資本的収入でございます。説明書、6ページをお願いいたします。

1款3項1目、受益者負担金14万4,000円の減額をお願いいたしております。これは、受益者負担金見込みによるものでございます。

次に、資本的支出でございます。説明書、7ページをお願いいたします。

1款1項1目、下水道整備費、手当4万6,000円、法定福利費1万5,000円の増額をお願いいたしております。これは、人事院勧告に基づくものでございます。

1款1項1目、下水道整備費、委託料を219万2,000円の減額をお願いしております。これは、下水道事業認可設計図書作成に係る額の確定見込みによるものでございます。

1款1項1目、工事請負費を工事費の額の確定見込みに伴い、1,180万8,000円の減額をお願いいたしております。

1款1項2目、流域下水道整備費建設負担金の確定見込みに伴い、367万円の減額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

1款3項1目、基金積立金を1,980万1,000円の追加をお願いいたしております。これは収支均衡によるものでございます。

収益的収支と資本的収支を合わせた補正額では、14万4,000円の増額となります。今回の補正につきましては、基山町下水道事業計画を14万4,000円の増額をし、現計予算と合わせた総額6億3,976万円にするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

日程第30 報告第1号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第30、報告第1号 基山町土地開発公社の業務報告についてを議題とし、報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）

最後に、報告事項についてでございます。今回は1件でございます。

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。どうぞよろしくお願いいたしま

す。

○議長（鳥飼勝美君）

報告第1号の補足説明を求めます。熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

それでは、私のほうから報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。

説明につきましては、報告第1号資料により説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

平成27年度基山町土地開発公社会計補正予算でございます。収益的収入及び支出でございます。収入につきましては変更ございません。また、支出でございますが、1万4,000円の減額につきましては、旅費及び需用費の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入、支出とも変更はございません。

3ページから5ページまでは、ただいま御説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

平成27年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。収益の部で、事業外収益の2,000円は受取利息でございます。また、費用の部で販売費及び一般管理費の7万3,300円は人件費及び経費でございます。当期損失といたしましては、7万1,300円となっております。

7ページをお願いいたします。

平成28年3月31日現在における平成27年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。資産の部で、公有用地の1億2,155万3,724円は、役場西側の用地でございます。また、普通預金14万4,252円、定期預金の150万円でございます。

次に、負債及び資本の部としまして、長期借入金が8,021万4,000円となっており、前期繰越金4,155万5,277円から今年度の損失7万1,300円を差し引いた残り準備金は、4,148万3,977円となっております。

8ページをお願いいたします。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度基山町土地開発公社予定キャッ

シュフロー計算書でございます。事業活動によるキャッシュフローは7万1,300円の減少となっております。平成27年度の現金及び現金同等物増加額は7万1,300円の減少となっており、平成28年3月31日現在で、現金及び現金同等物期末残高は14万4,252円となっております。

9ページをお願いします。

平成27年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

内容といたしましては、受け入れ資金21万7,552円、支払い資金7万3,300円と変更したため、差し引きは14万4,252円となっております。

10ページをお願いいたします。

平成28年度基山町土地開発公社事業計画でございます。現在のところ、用地の買収予定及び売却予定についてはございませんので、それぞれゼロとなっております。

11ページをお願いいたします。

平成28年度基山町土地開発公社会計予算でございます。収益的収入及び支出でございますが、収入の部では2,000円となっておりますが、これは事業外収益の受取利息でございます。また、支出の部、7万3,300円は販売及び一般管理費でございます。

12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、今年度事業を予定しておりませんので、収入はゼロ、支出は町からの借入金の支払い利息を減免措置により対応していただくため、ゼロ円となっております。

13ページから15ページは、ただいま申しあげました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

これは平成28年度の基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。事業外収益2,000円は、受取利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費7万3,300円は、人件費及び経費でございます。事業収益に事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引いた当期損失は7万1,300円となっております。

17ページをお願いいたします。

平成29年3月31日現在における平成28年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございま

す。

資産の部、流動資産といたしまして、公有用地 1 億 2,155 万 3,724 円は、役場西側の用地で
ございます。

次に、負債の部といたしまして、長期借入金の 8,021 万 4,000 円は、町土地開発基金からの
借入金でございます。前年度繰越金 4,148 万 3,977 円から当期の損失額 7 万 1,300 円を差し引
きました準備預金は 4,141 万 2,677 円となっております。

18 ページをお願いします。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度基山町土地開発公社予定キャッ
シュフロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュフローは、7 万 1,300 円の減少となっております。平成 28 年度
の現金及び現金同等物増加額は 7 万 1,300 円の減少となっており、平成 29 年 3 月 31 日現在で
現金及び現金同等物期末残高は 7 万 2,952 円となっております。

19 ページをお願いいたします。

平成 28 年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

内容といたしましては、受け入れ資金として 14 万 6,252 円、支払い資金は 7 万 3,300 円で、
差し引き 7 万 2,952 円でございます。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第 31 予算特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

次、日程第 31. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第 4 条の規定により、平成 28 年度一般会計、特別会計及び下水
道事業会計を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第 2 項の規定によ
り予算特別委員会の委員の数を 12 名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条の規定により議長におい
て指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会の委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

～午後 1 時34分 散会～